

日本アンチ・ドーピング規律パネル決定

2019-003事件

競技者氏名： X

競技種目： 空手道競技

標記事件につき、日本アンチ・ドーピング規律パネルは、当該事件の聴聞パネルの決定に基づき、下記のように決定する。

2020年6月17日

日本アンチ・ドーピング規律パネル

委員長 早川 吉尚

早川吉尚

聴聞パネル決定

日本アンチ・ドーピング規程（以下「本規程」という。）8.3.2 項に従って日本アンチ・ドーピング規律パネル委員長により任命された以下の各委員により構成される標記事件の聴聞パネルは、2020年6月15日に開催された聴聞会（以下「本聴聞会」という。）の結果に基づき、本事件に関して、下記のとおり決定する。

2020年6月17日

早川 吉尚 早川吉尚

蓮沼 隆 蓮沼隆

武者 春樹 武者春樹

記

[決定]

- ・ 本規程 2.1 項の違反が認められる。

- ・ 本規程 10.8 項に従い、検体採取の日から暫定的資格停止期間の開始日までに獲得された競技者のすべての個人成績はいずれも失効し、かつ、上記期間において獲得されたメダル、得点、及び褒賞はいずれも剥奪される。
- ・ 本規程 10.2.2 項、同 10.5.1.1 項、同 10.11.1 項及び同 10.11.3 項に従い、2019 年 10 月 17 日より 10 ヶ月間の資格停止とする。

〔理 由〕

- ・ 2019 年 9 月 26 日に実施された競技会外検査において競技者から検出された物質ツロブテロール (tulobuterol) は、2019 年禁止表国際基準 (以下「禁止表」という。) において禁止物質とされている「S3.ベータ 2 作用薬」に該当するため、本規程 2.1 項に定める「禁止物質」に該当する。これに対して競技者は、B 検体についての分析を要求せず、また、暫定聴聞会及び聴聞会において、上記の結果及びそこに至る手続過程に関しても特段争わなかった。
- ・ そこで、本件においては、競技者について本規程 2.1 項 (競技者の検体に、禁止物質又はその代謝物若しくはマーカ存在すること) の違反が認められ、同 10.8 項に基づき、検体採取の日から暫定的資格停止期間の開始日までに獲得された競技者のすべての個人成績はいずれも失効し、かつ、上記期間において獲得されたメダル、得点、及び褒賞 (もしあれば) はいずれも剥奪されると考えるのが相当である。
- ・ また、上記検出物質は「禁止物質」に該当するものである一方で、禁止表における「特定物質」でもあるところ、公益財団法人日本アンチ・ドーピング機構 (以下「JADA」という。) 担当者、競技者本人及び競技者の母親の本聴聞会における陳述、JADA 及び競技者から提出された各証拠書類並びに本聴聞会の全趣旨によれば、以下の各事実が認められる。
 - (1) 今回検出されたツロブテロールは、競技者が罹患している気管支喘息等の治療のために競技者の主治医から処方され、使用した治療薬であったホクナリンテープ (以下「本件治療薬」という。) に起因するものである。この点、JADA は、競技者による本件治療薬の使用が本規程 10.2.3 項における意味での「意図的」であった旨の主張・立証は行っておらず、実際にもかかる事実は認められない。
 - (2) その上で、本規程 10.4 項・10.5.1 項に従い資格停止期間の取消し・短縮が可能か否かが問題となる。この点に関し、下記のような考慮すべき事項が存在しているため、以下、検討する。
 - (i) 競技者は、2010 年に公益財団法人全日本空手道連盟から強化指定選手に指定された後、アンチ・ドーピングに関する研修を受けるようになった。
 - (ii) 競技者は、幼少期より気管支喘息に罹患しており、2018 年 11 月 19 日、主治医から本件治療薬を初めて処方されたため、禁止物質が含まれていないか当該主治医に確認したところ、調剤薬局で確認してほしいと言われた。そのため、調剤薬局で禁止物質が含まれていないか確認したところ、すぐには分からないとのことであったことから、一旦本件治療薬を受領した上で、確認が取れ次第連絡をもらうこととなった。後日、薬剤師から連絡があり、競技者は、本件治療薬には禁止物

質が含まれるという報告を受けたことから、本件治療薬を紙袋ごと破棄した（競技者は、本聴聞会において、当該破棄の際、本件治療薬の品名及び形状については特段意識しなかった旨述べた。）。

- (iii) 競技者は、2019年9月23日、喘息の症状が悪化したことから、かねてより禁止物質が含まれていないことを確認した薬のみを入れていた自分専用の薬ボックスの中から、効果の強い薬を探した。そうしたところ、本件治療薬があることを確認し、その説明書に気管支を広げて呼吸困難等を改善すると記載されていたため、本件治療薬を使用し、引き続き同月25日にも本件治療薬を使用した（競技者は、本聴聞会において、2019年9月23日に貼り薬を初めて使用したが、家族も使用していたことから特段不自然には感じなかった旨を述べた。）。
- (iv) ところが、競技者が使用した本件治療薬は、競技者の母親が薬ボックスに入れたものであった。すなわち、競技者の母親は、競技者の喘息の症状が悪化していることを心配し、薬ボックスを確認したところ、本件治療薬の説明書を見つけたものの本件治療薬自体は入っていなかった。そこで、競技者の母親は、競技者が使用していた主治医処方の本件治療薬を使い切ってしまったものと思い込み、自らが処方を受けて所持していた本件治療薬を薬ボックスに入れた。しかし、自らが多忙であったこと等から、そのことを競技者に伝えなかった。
- (v) なお、競技者が2018年11月19日に受領した本件治療薬に関する説明は、禁止物質の含まれていない他の薬と同一の用紙に記載されていたことから、競技者は、本件治療薬に関する記載部分について切り取ったり×印を付したりすることなく、禁止物質の含まれていない他の薬の説明書と同様に保管していた。そのため、競技者もその母親も、本件治療薬の説明書を見て、本件治療薬に禁止物質が含まれていないものと考えた。また、競技者は、処方された薬の入っていた紙袋を必ずしも保管せず、説明書によってその使用方法等について判断していたことから、本件治療薬が紙袋に入っていないことについても特段不自然には感じなかった。
- (vi) 競技者は、その母親に対し、薬ボックスの中の薬をむやみに出し入れしないようかねてより伝えていたが、薬ボックスにふたはなかった。他方、競技者の家族の間においては共通して処方されている薬につき互いに融通し合うことがあった。
- (vii) 以上のことから、競技者は、薬ボックスの運用がアンチ・ドーピングとの関係で万全なものであると信じていたところ、その母親が競技者の知らぬ間に本件治療薬を薬ボックスに入れたという事情が認められる。しかしながら、競技者は、かねてよりアンチ・ドーピングに関する教育を受けていたこと、本件治療薬に禁止物質が含まれているかどうか分からない段階で一旦受領したこと、本件治療薬を破棄する際にその品名及び形状に留意しなかったこと、それにもかかわらず、本件治療薬の説明書をそのまま薬ボックスで保管し（他方で紙袋は必ずしも保管せず）、説明書のみ依存して使用の判断をしたこと、家族が薬ボックスの中の薬を出し入れすることを防止する措置を特段講じていなかったこと、本件治療薬の

使用の際に、初めて使用する形状の薬であるのに改めて禁止物資が含まれているかどうかにつき確認しなかったことといった事情も認められることから、競技者に過誤又は過失がなかったとは到底いえない。

(viii) もっとも、以上の点を勘案しても、本件における過誤又は過失が重大なものであったとまではいえない。よって、本規程 10.5.1 項の適用を認めることができる。

- 以上の各事情及び今回の違反が 1 回目の違反であることからすれば、本規程 10.5.1.1 項の定めに基づき、競技者の上記の過誤の程度を総合的に考慮した上で、競技者を 10 ヶ月間の資格停止とするのが相当である。
- 本件においては、競技者に対し、JADA 担当者による 2020 年 3 月 17 日の通知以来、本決定に至るまで、本規程 7.9.2 項に基づく暫定的資格停止が課されており（かかる暫定的資格停止に関しては 2020 年 6 月 15 日に暫定聴聞会が開催されている。）、同 10.11.3.1 項により、かかる暫定的資格停止期間については資格停止期間から控除されることになる。
- また、競技者は、本件においては自らの違反を知った時点において、いわゆる「適時の自認」が成立した旨を主張し、JADA もこれにつき特段争っていない。したがって、その事実関係にも照らし、本規程 10.11.2 項に従い資格停止期間の開始日の一定範囲での遡及が可能となる（もっとも、同項但書は、競技者は「資格停止期間の半分について」は「制裁措置を賦課する聴聞パネルが決定を下した日」から服さざるを得ないと定めており、かかる遡及には一定の限界がある。）。
- 他方で、かかる「適時の自認」とは別に、本件においては検体採取から暫定的資格停止の通知まで約 6 ヶ月を経ていることから、競技者は競技者の責に帰すべきではない遅延が発生した旨を主張し、JADA もその旨を認めている。したがって、本規程 10.11.1 項に従い資格停止期間の開始日の一定範囲での遡及が可能となる（これについて同 10.11.2 項但書のような制限はない。）。
- 以上を勘案し、暫定的資格停止の通知から 5 ヶ月遡った 2019 年 10 月 17 日から 10 ヶ月間の資格停止とする。

以上より、上記の決定をするに至った。

以 上